

公立大学法人三条市立大学第2期中期目標（案）

社会は今、デジタル化の急速な進展、産業構造の変革、そして担い手不足という大きな転換期にある。ものづくりのまち三条においても、伝統的な技術と最先端の技術を融合させ、新たな価値を創造できる人材の育成は、地域の未来を左右する喫緊の課題となっている。

三条市立大学は、工学と経営を一体的に学ぶ国内でも類を見ない教育課程と、長期の企業内実習を始めとする地域企業との深い連携を特徴として開学した。少人数教育のもと、学生一人一人が地域の現場に身を置き、課題に向き合いながら学ぶ環境は、本学独自の強みとして着実に評価が高まっている。

第2期中期目標期間においては、この強みを更に磨き上げ、技術と経営の双方を理解する実践的技術者として、地域はもとより全国・世界で活躍する人材を輩出する大学へと進化させる。同時に、研究成果の地域還元、リスキリング、リカレント教育の充実、多様な人材の受入れを通じて、本学を地域全体の知の拠点として機能させる。

三条市は、公立大学法人三条市立大学が、開学時に掲げた志を礎としつつ、新たな時代の要請にも応える教育研究機関として更に発展し、地域と共に未来を切り拓き続けることができる存在となるよう、次のとおり中期目標を定める。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、工学部 技術・経営工学科を置く。

第2 教育研究等の質の向上に関する事項

1 教育に関する目標

(1) 専門教育の充実

ア イノベーション創出に貢献できる人材の育成

工学及びマネジメントを基盤に、未来のものづくりに不可欠な知識、技術を横断的に修得させ、未来のものづくりを担い、次世代のイノベーション創出に貢献できる人材を育成する。

イ ものづくり教育の推進

本質的なニーズを見極め、持続可能な価値を創造し、社会に変革をもたらすものづくりを志向する教育を推進する。

ウ 主体的な学びの促進

知識や技術を体系的に修得させた上で、学生の主体的な学びを促進する。

エ 産学連携実習の充実

産学連携実習の更なる充実、高度化を図り、企業等の現場での実践的な学修を通じて課題解決能力や実践力を備えた人材の育成を図る。

(2) 入学者の確保

ア 多様な志向を持つ学生の確保

高等学校や地域と連携した活動を通じて、教育理念や特色ある学びの魅力を発信し、多様な志向を持つ学生の志願を促進する。

イ 公平かつ公正な入学者選抜の実施

基礎学力のみならず、学習意欲や創造性等を多面的、総合的に評価するとともに、公平かつ公正な入学者選抜を実施する。

(3) 学生支援

多様な背景や価値観を有する学生一人一人が、自らの成長と自己実現を安心して目指すことができるよう、総合的、継続的な支援を実施する。

2 研究に関する目標

(1) 地域発展に資する研究の推進

研究成果の社会実装を見据え、実証型研究へ展開可能な研究成果の創出を推進し、地域産業の課題解決と持続的発展に貢献する。

(2) 地域企業等と連携した研究の実施

地域の多様な主体と連携した共同研究を推進し、地域が抱える課題やニーズに応じた研究活動を展開するとともに、研究成果を地域に還元する。

(3) 研究基盤の強化

研究人材の育成、活用と研究活動を組織的に支える基盤を強化する。

3 地域貢献に関する目標

(1) 地域の活性化に向けた取組の推進

地域が抱える課題の解決に向け、教育、研究成果の活用と産学連携を通じて地域の活性化に資する取組を推進する。

(2) 地域の学校等との連携活動の推進

地域に開かれた大学として、高等学校や中学校等と連携した取組を通じて、科学技術を身近に感じ、その理解を深める機会を創出する。

(3) 地域課題の解決に向けた取組の推進

地域の自治体等が有する課題について、地域の多様な主体と協働、共創しながら、課題解決に向けた取組を推進する。

4 国際交流に関する目標

(1) 地域の国際化への理解の推進

海外からの学生、研究者の受入れや国際交流の促進を通じて、多文化共生と地域の国際化への理解を推進する。

(2) 国外大学等との連携

海外の大学との学生及び研究者の相互交流を促進し、教育、研究における新たな価値の創出を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営体制の改善に関する目標

大学の将来構想及び中期目標の実現に向け、業務運営を戦略的に推進するためのマネジメント体制を強化する。

2 組織のパフォーマンス向上に関する目標

教職員一人一人の意欲と能力を更に引き出すため、採用、人事評価及び研修を一体的に捉えた人事マネジメントの在り方を検討、整備し、その充実を図る。

3 法令の遵守等に関する目標

教職員、学生の法令及び社会的規範の遵守を徹底するとともに、研究活動における不正行為の防止や情報セキュリティ管理の充実を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財政基盤の強化に関する目標

教育研究及び地域貢献活動を持続的に展開するため、多様な自主財源の確保を通じて、安定的かつ多角的な財政基盤の確立を図る。

2 資金の効率的な活用に関する目標

財源を重点的かつ効率的に配分し、教育、研究及び地域貢献活動の成果の向上を図る。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する事項

1 自己点検・評価及び外部評価

自己点検・評価及び外部評価の実施により、高等教育機関として求められる教育の質を確実に保証するとともに、学生一人一人の能力を最大限に引き出す質の高い教育の実現を目指す。

2 情報公開の推進に関する目標

大学運営及び教育研究に関する評価結果や改善状況等について情報を適切に公開し、透明性を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たす。

第6 その他業務運営に関する事項

1 計画的な施設及び設備の整備に関する目標

施設、設備の安全性及び機能性を確保するとともに、計画的な保全、更新により、持続可能な教育研究環境の整備を図る。

2 安全管理に関する目標

学生及び教職員の安全を確保するとともに、より心身の健康維持、増進を図るため、安心して学修、教育研究活動に取り組むことができる環境整備を推進する。